

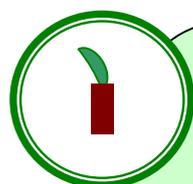
# 菊川市子ども読書活動推進計画

読書で育つ、こころのみどり



地域における子どもの  
読書活動の推進

「みどり」の芽を伸ばす  
～読書環境の整備



家庭における子どもの  
読書活動の推進

「みどり」の苗を植える  
～本との出会い



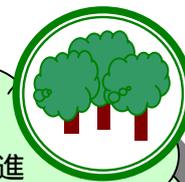
保育園・幼稚園・学校における  
子どもの読書活動の推進

「みどり」の葉を増やす  
～本の世界を広げる



図書館間等の連携に  
よる子どもの読書活動の  
推進

「みどり」の枝を広げる  
～関係機関の連携



啓発・広報等の推進

「みどり」の森づくり  
～市全体での推進

平成20年3月

菊川市教育委員会

## はじめに

平成13年12月12日に公布、施行された子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念には「読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と示されています。

また、菊川市のまちづくりの基本方針の柱のひとつである「豊かなこころを育むまち」を推進する上でも読書活動は重要なものと位置づけております。

しかし、今日、テレビやゲーム、パソコンなど映像、画像に時間を費やす傾向が強まり、活字離れが進んでいるのが現状であります。

そこで、菊川市ではこのような状況を踏まえて、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館、公民館などの施設間での、子どもの読書に関する取り組みの連携強化を図るとともに、地域全般にわたる広範な読書活動の推進計画を策定いたしました。

この計画では、多くの事業を掲げておりますが、計画どおり推進するためには、家庭・地域・学校及び行政の主体的な取り組みが欠かせません。菊川市の子どもたちが読書に親しむことで、豊かな感性と思いやりの心を育み、自立した市民として成長していけますよう、皆さまのより一層のお力添えをお願いいたします。

本計画の策定にあたり、「菊川市子ども読書活動推進計画策定委員会」の委員の方をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成20年3月

菊川市教育委員会  
教育長 石原 潔

---

## 目 次

---

### 第 1 章 基本の方針

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第 2 章 計画の体系と取組

- 1 「菊川市子ども読書活動推進計画」の体系と取組・・・・・・・・ 4

### 第 3 章 子どもの読書活動推進のための施策

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・ 6
- 2 地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・ 8
- 3 保育園・幼稚園・学校における子どもの読書活動の推進・・・・ 13
- 4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進・・・・ 20
- 5 啓発・広報等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

### 第 4 章 計画の推進

- 1 施策の効果的な推進に向けて・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 努力目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

### 参考資料

- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 子育て支援の中で読書の大切さをお知らせするための事業・・・・ 30
- 定期的な読み聞かせ・子どもの読書に関する講座等の事業・・・・ 30
- 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・ 31
- 菊川市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱・・・・・・・・ 33
- 菊川市子ども読書活動推進計画策定作業部会要綱・・・・ 35
- 菊川市子ども読書活動推進計画策定委員名簿・・・・・・・・ 37
- 菊川市子ども読書活動推進計画策定作業部会委員名簿・・・・ 38

# 第 1 章

## 基本的方針

## 1 計画の目的

読書活動は、子どもたちが、読み、書き、話すといった国語力や考える力、幅広い知識を身につけるばかりでなく、人間としての考えを深め、心豊かに成長していく上で欠くことのできないものです。

この計画は、次代を担う子どもたち一人ひとりが、自主的に読書に向かうことができるよう、保育園、幼稚園、学校、地域、家庭など、行政と市民が一体となって読書環境の整備を進めることにより、読書の楽しさ、大切さを伝え、子どもたちの成長を支えていくことを目的とします。

## 2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)第9条第2項の規定に基づいて、菊川市における今後5年間の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みの体系を示すものです。
- (2) この計画は、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月)及び「静岡県子ども読書活動推進計画 - 読書県しずおかをめざして - 」(平成16年1月)を基本として策定します。
- (3) この計画は「菊川市総合計画」の目標とする将来像である「みどり次世代～人と緑・産業が未来を育むまち～」を実現するための施策であり、子どもの読書活動推進にあたっての総合的な計画として策定します。

## 3 計画の実施期間

平成20年度から平成24年度までの5年間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章

# 計画の体系と取組

## 「菊川市子ども読書活動推進計画」の体系と取組

施策の柱	施策の主な内容	担当課・所管	
菊川市子ども読書活動推進計画	家庭における子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレママ・パパサロン（妊婦教室）での啓発</li> <li>・ ブックスタート事業による支援</li> <li>・ 家庭教育学級での啓発</li> <li>・ 親子読書の奨励</li> </ul>	健康福祉課 健康福祉課・図書館 社会教育課 保育園・幼稚園・ 学校・図書館
	地域における子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立図書館への専門職員の配置</li> <li>・ 図書資料等の整備、充実</li> <li>・ 市立図書館利用の促進</li> <li>・ 子どもの本や読書に関する講座の充実</li> <li>・ ボランティア養成講座の実施、ボランティア活動への支援</li> <li>・ ブックスタート事業、おはなし会等の充実</li> <li>・ 図書巡回車、出張講座、団体貸出の充実</li> <li>・ 地域施設の整備</li> <li>・ 放課後児童クラブにおける読書活動支援</li> <li>・ 児童館・地域子育て支援センターにおける読書活動支援</li> <li>・ すべての子どもたちが利用できる読書環境づくり</li> </ul>	図書館・総務課 図書館 図書館 図書館・社会教育課 図書館・社会教育課 図書館・健康福祉課 図書館 地域支援課 こどもみらい課 こどもみらい課 図書館・健康福祉課
	保育園・幼稚園・学校における子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員研修の実施</li> <li>・ 保育園や幼稚園の施設、設備、蔵書の整備</li> <li>・ 保護者への啓発</li> <li>・ 絵本とふれあう機会の充実</li> <li>・ 学校図書館利用の促進</li> <li>・ 全校での読書や読み聞かせ活動の実施</li> <li>・ 学校図書館の施設、設備、蔵書の整備</li> <li>・ 図書資料のデータベース化の促進</li> <li>・ 司書教諭の配置促進、活動時間の確保</li> <li>・ 学校司書の配置の促進</li> <li>・ すべての子どもたちが利用できる読書環境づくり</li> </ul>	こどもみらい課・ 学校教育課 こどもみらい課 保育園・幼稚園・ 学校・学校教育課 保育園・幼稚園 学校教育課 学校・図書館 学校教育課・学校 学校教育課・学校 学校教育課・学校 学校教育課・総務課 学校
	図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立図書館の連携</li> <li>・ 学校図書館と公立図書館の連携</li> <li>・ そのほか関係機関との連携</li> </ul>	図書館 学校教育課・図書館 図書館
	啓発・広報等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダイジェスト版、広報紙等による周知</li> <li>・ 読書週間及び「子ども読書の日」等における啓発、広報の推進</li> <li>・ 学校だより等による啓発、広報の推進</li> <li>・ ブックリストの作成、配布</li> </ul>	図書館・企画政策課 学校・図書館 学校・図書館 学校・図書館・社会 教育課

## 第3章

子ども読書活動推進のための施策

## 1 家庭における子どもの読書活動の推進

### 「みどり」の苗を植える～本との出会い

#### 施策の目標

- ・ 大人自身が親子のふれあいとして子どもとの読書を楽しめるきっかけづくり
- ・ 大人に対する子ども読書の重要性の啓発

#### 施策の主な内容

- ・ プレママ・パパサロン（妊婦教室）での啓発
- ・ ブックスタート事業による支援
- ・ 家庭教育学級での啓発
- ・ 親子読書の奨励

#### 現状・課題

- ・ 子どもの読書環境にとってもっとも重要なのは家庭での生活です。共働き家庭の増加、テレビゲームやコンピュータの普及など、子どもを取り巻く環境の変化は、子どもが本とふれあい、自発的に本と向き合う機会に影響を与えています。
- ・ 保護者のなかには、自分自身が読書を楽しむ環境から離れているため、絵本の扱いやおはなし会の参加に戸惑う姿も見られます。
- ・ 身近にいる大人の声で聞くおはなしは子どもに安心した時間を与え、つながりを高めます。また、良い本には子どもの想像力や好奇心を育てる力があります。
- ・ 読書が子どもの成長に果たす役割を大人が理解し、読書活動に取り組むことが望まれます。
- ・ 保健センターでは、プレママ・パパサロン（妊婦教室）を開催し、絵本との出会いの大切さを訴えるとともに絵本の紹介を実施しています。また、7カ月児相談の日に市立図書館と連携してブックスタート事業を行い、乳幼児期からの読み聞かせの大切さや、絵本を通じた親子のふれあいを啓発しています。
- ・ 児童館では、9カ月から1歳児の親子を対象に、赤ちゃん教室で絵本についての話や読み聞かせを実施しています。
- ・ 地域子育て支援センターでは、育児中の保護者を対象とした子育て講座を開催しています。
- ・ 市立図書館や児童館、地区センターなどで、親子が気軽に参加できるおはなし会を開催しています。
- ・ 保育園や幼稚園では参観会の日に親子で1冊本を読んでもらう時間を設けています。読み聞かせをしてもらう時の子どもの表情を親に感じとってもらうよい機会となっています。

## 施 策

### 《 保護者への啓発 》

- ・ 家庭における読み聞かせの大切さを「プレママ・パパサロン」(妊婦教室) や「ブックスタート事業」、「赤ちゃん教室」、「子育て講座」で引き続き伝えていきます。また、積極的な広報を行い、参加者の増加に努めます。
- ・ 保育園、幼稚園、小学校、中学校の家庭教育学級を活用し、保護者に対する読書活動の啓発に努めます。
- ・ 参観会での読み聞かせを通じて、親子読書のよさを保護者に伝えます。

### 《 子どもが本と親しむ機会づくり 》

- ・ 家族が気軽に絵本などを楽しみ、家庭での読書のきっかけとなるよう、各地域で実施されているおはなし会を今後も継続し、内容の充実に努めます。また、市立図書館や児童館などでのおはなし会を通じてよい絵本などを紹介します。

下線 の用語については、用語解説 ( P27 ~ ) をご覧ください。



## 2 地域における子どもの読書活動の推進

### 「みどり」の芽を伸ばす～読書環境の整備

#### 施策の目標

- ・ 子どもが身近な場所で読書に親しむことのできる環境整備
- ・ 地域全体での読書活動の支援

#### (1) 市立図書館

##### <目 標>

- ・ 職員の知識、技術の向上
- ・ 子どもに向けた良質な資料の収集、提供、保存
- ・ 園・学校と連携した市立図書館利用の促進
- ・ 読書活動に関する講座の実施、ボランティア活動への支援
- ・ 園・学校・地域の読書活動への支援

#### 施策の主な内容

- ・ 市立図書館への専門職員の配置
- ・ 図書資料などの整備、充実
- ・ 市立図書館利用の促進
- ・ 子どもの本や読書に関する講座の充実
- ・ ボランティア養成講座の実施、ボランティア活動への支援
- ・ ブックスタート事業、おはなし会等の充実
- ・ 図書巡回車、出張講座、団体貸出の充実

#### 現状・課題

- 《 市立図書館におけるサービス体制の整備、充実 》
- ・ 市立図書館の平成 18 年度末の蔵書のうち、児童書は約 5 万 4 千冊で、蔵書全体に占める割合は 25% です。充実したサービスのために、児童書の増冊が望まれます。
  - ・ 学校や地域に対する支援の充実や良質な資料の選書、子どもへの案内や保護者からの相談に応じるために、専門的な知識を持った図書館職員の配置、育成が必要です。
  - ・ 保護者やボランティア初心者など、子どもの本や読書に関する知識を必要としている人々への情報提供が求められています。
  - ・ 図書館サービスの一部に、地域で実施状況が異なるものがあるため、市全体での統一を図る必要があります。

## 《 年齢や発達段階に応じた読書活動の実施、支援 》

### 乳幼児期

- ・ 7カ月児を対象にブックスタート事業 を行い、絵本を通じて家族で過ごす時間の大切さを伝えていきます。(再掲)
- ・ 乳幼児から小学校低学年程度を対象に、定期的におはなし会を実施しています。

### 園児・小学生

- ・ 新1年生の入学時に、まだカードを持っていない児童を対象に、自分の名前の利用者カードを発行しています。
- ・ 子どもたちが市立図書館へ来館するきっかけづくりのひとつとして、園や学校からの依頼に応じて図書館見学や利用講座を行っています。
- ・ 学校からの調べ学習 への支援が求められていますが、必要な資料が内容・量ともに不足しています。児童・生徒に、資料の利用方法を伝える時間も十分とはいえません。
- ・ 園や学校をはじめ、子どもにとって身近な地域施設で本に出会う機会を増やすため、団体貸出 や巡回貸出 の充実が求められています。
- ・ ひとりで読書を楽しむことのできる年齢の子どもたちに対し、読書案内 を行う機会が不足しています。

### 中学生・高校生

- ・ 年齢が上がるにつれて個人が持つ興味や関心の幅は広く、深くなります。また、進路や課題を考えると、参考となる資料の存在は不可欠です。勉強や部活動、塾など、決して余裕があるとはいえない生活のなかでも、出会うべき本と人とを結び付けるために、学校と連携した読書案内 の機会が必要です。

### 学校・地域施設との連携

- ・ 園や学校からの希望に応じ、本の団体貸出 や、おはなし会などの講座を行っています。
- ・ 平成19年度より図書巡回車 の運行が始まっています。市内全域に定期的なサービスが行えるよう、運行方法を検討しています。

## 施 策

### 《 市立図書館におけるサービス体制の整備、充実 》

- ・ 職員体制の整備と、職員の専門的な知識の習得、向上に努めます。
- ・ サービスの拡大に対応できるよう、児童書の重点収集に努めます。
- ・ 保護者やボランティアなど、子どもの本や読書に関する知識を必要としている人々からの読書相談 に応じ、また、技術や知識の向上のために講座の充実を図ります。
- ・ 活動中のボランティアへの支援を充実させます。

《 年齢や発達段階に応じた読書活動の実施、支援 》

乳幼児期

- ・ ブックスタート事業 を継続するとともに、参加者へのアンケートを実施し、フォローアップ事業の充実を図ります。
- ・ 保護者が乳幼児期からの読書の大切さを理解し、子どもといっしょに読書を楽しめるよう、ボランティアや地域と連携しておはなし会など親子が気軽に参加できる行事を実施していきます。

園児・小学生

- ・ 保育園や幼稚園を訪問し、絵本の読み聞かせやおはなし会を実施します。
- ・ 保育園や幼稚園と連携し、市立図書館見学や利用講座を通じて子どもたちに図書館の利用方法や本の使い方を伝える機会を設けます。
- ・ 夏休み教室や展示活動など、子どもたちに図書館への興味を持ってもらえるような活動の充実を図ります。

中学生・高校生

- ・ ホームページの活用やリーフレット の作成など、興味・課題にあった本の積極的なPRに努めます。
- ・ ヤングアダルトコーナー（中・高校生向け図書コーナー）の充実を図ります。
- ・ 職場体験学習 を積極的に受け入れ、図書館活動が果たしている役割を生徒に伝えます。
- ・ 学校と連携し、必要とされている課題やテーマの情報収集に努めます。

学校・地域施設との連携

- ・ 図書巡回車 を利用した定期的な訪問を段階的に実施し、団体貸出 や巡回先での貸出を充実させていきます。
- ・ 園や学校との連携が円滑に行えるよう、連絡のためのマニュアルを作成します。



## (2) 地域施設など

### <目 標>

- ・ 各施設の図書コーナーの整備、充実

### 施策の主な内容

- ・ 地域施設の整備
- ・ 放課後児童クラブにおける読書活動支援
- ・ 児童館・地域子育て支援センターにおける読書活動支援
- ・ すべての子どもたちが利用できる読書環境づくり

### 現状・課題

#### 《 コミュニティセンター（地区センター） 》

- ・ 現在、市内には10カ所のコミュニティセンターがありますが、地区によって児童向けの図書コーナーの整備状況に違いがあります。また、図書コーナーが設置されている場合でも蔵書が古く活用されていない傾向にあります。
- ・ 地域のなかで子どもたちが歩いていける距離に、本と親しめる環境を整備していくことが望まれます。

#### 《 放課後児童クラブ 》

- ・ 小学校1年生から3年生までを対象に、10カ所の放課後児童クラブがあり、子どもたちが過ごすための適切な遊びや生活の場となっています。活動のなかで放課後児童クラブ指導員や地域のボランティア団体による読み聞かせのほか、市立図書館の本を利用した読書活動を行っています。
- ・ 放課後児童クラブ指導員が読み聞かせ技術を習得する機会が少なく、技術の向上を図る研修の実施が求められます。

#### 《 児童館・地域子育て支援センター 》

- ・ 定期的な読み聞かせを実施しているほか、親子で絵本などを読む時間を設けています。また、週1回絵本などの貸出しを行っています。
- ・ 以前に比べ、貸出件数が減少しています。絵本コーナーの充実が必要ですが絵本などを置くための十分な場所や、図書入れ替えのための予算が不足しています。

#### 《 すべての子どもたちが利用できる読書環境づくり 》

- ・ 市立図書館では、菊川市立総合病院に対し、図書の提供を行っています。
- ・ 障がいのある子どもたちに提供できる児童向けの布絵本、点字図書、録音図書などの蔵書が少ないのが課題です。
- ・ 外国籍児童を対象に、絵本や日本語を学ぶための資料を収集していますが、出版点数が少ないことなどから、需要に対し十分な資料の提供が難しい状況です。

- ・ 母国語しか使えない子どもたち及び保護者のため、利用者登録やサービスの説明時にわかりやすい案内が必要です。

## 施 策

### 《 各地域施設の整備 》

- ・ 図書コーナーの確保に努めるとともに、図書の充実を図ります。
- ・ 児童館に、児童図書館的機能の付加を検討します。

### 《 読書活動の充実 》

- ・ 地域のボランティアに協力を仰ぎ、読み聞かせを始め図書コーナーの活性化や子どもが本に興味を持つための活動の充実を図ります。
- ・ 放課後児童クラブ指導員が遊びや読み聞かせの技術を習得するための、研修の機会を設けます。

### 《 すべての子どもたちが利用できる読書環境づくり 》

- ・ 市立図書館から菊川市立総合病院への図書提供を継続するとともに、子ども向けの内容の充実を図ります。
- ・ 図書館に来館することが難しい子どもたちに、関係機関と連携し、発達段階や興味に合った資料の提供に努めます。また、ポルトガル語・中国語など、外国語の資料の収集に努めます。

下線 の用語については、用語解説（P27～）をご覧ください。



### 3 保育園・幼稚園・学校における子どもの読書活動の推進

「みどり」の葉を増やす～本の世界を広げる

#### 施策の目標

- ・ 年齢や発達に応じた読書活動の活性化
- ・ 読書指導の充実

#### (1) 保育園・幼稚園

##### <目 標>

- ・ 絵本を通じた豊かな心の育成
- ・ 絵本を取り入れた保育活動の実施
- ・ 保護者への読書の啓発

#### 施策の主な内容

- ・ 職員研修の実施
- ・ 保育園や幼稚園の施設、設備、蔵書の整備
- ・ 保護者への啓発
- ・ 絵本とふれあう機会の充実

#### 現状・課題

##### 《 施設・設備等の整備、充実 》

- ・ 各園で余裕教室や廊下などを活用し、絵本の部屋や読書コーナーを工夫し設置していますが、施設の状況により、設備や蔵書数に違いがあり、早急な対応が望まれます。
- ・ 保育園、幼稚園ともに読書活動に関する職員研修の充実を図っていますが、長時間の保育などで、研修時間の確保が難しい状況です。

##### 《 保護者への啓発 》

- ・ 多くの園で、参観会の日に親子で1冊絵本を読んでもらう時間を設けています。読み聞かせをしてもらう時の子どもの表情を親に感じとってもらうよい機会となっています。  
(再掲)
- ・ 参観会時に絵本の選び方や読み聞かせについての講演会を実施しています。
- ・ 園だよりで、新しく購入した絵本や、推薦図書を保護者に伝えています。
- ・ 借りた絵本をひとりで眺めてきたという子もあり、親子読書に対して保護者の意識に違いが感じられます。

#### 《 絵本とふれあう機会の充実 》

- ・ クラスごとに、毎日読み聞かせの時間があります。
- ・ 週に1回絵本の貸出しを行い、家庭での親子読書の日を設けています。
- ・ 小学生や地域ボランティア、保護者有志など、いろいろな人の生の声での読み聞かせの機会を設けています。

#### 施 策

##### 《 施設・設備等の充実 》

- ・ 市内保育園、幼稚園の施設や設備の充実を図ります。
- ・ 魅力ある展示や分類など、絵本コーナーの整備や充実を進め、快適な読書環境づくりに努めます。
- ・ 情報を共有し、活用していくためのネットワークの構築を図ります。

##### 《 職員研修の実施 》

- ・ 良書の選定や普及、絵本の読み聞かせなどの理論や技術の習得のために、保育士や教諭の研修回数や内容の充実を図ります。また、幼保合同研修会で、子どもの読書に関する研修を実施します。

##### 《 蔵書の整備 》

- ・ 市立図書館との連携も視野に入れ、図書の実数を増やします。蔵書数の増冊だけでなく、すでに所蔵している本についても再度確認し、子どもにとって魅力のある蔵書構成に配慮していきます。

##### 《 保護者への啓発 》

- ・ 参観会での読み聞かせを通じて、親子読書のよさを保護者に伝えます。(再掲)
- ・ 季節にあった絵本の紹介や読書の大切さについての通知づくりなど、保護者に呼びかける機会をつくっていきます。

##### 《 絵本とふれあう機会の充実 》

- ・ 発達に応じた絵本を選択して与えられるよう、年間計画をたてます。
- ・ ボランティアやPTA活動と連携し、地域の人材を活用した読み聞かせを進めます。

## ( 2 ) 学校における推進

### <目 標>

- ・ 学校図書館の整備
- ・ 学校図書館利用教育
- ・ 読書活動の啓発
- ・ 「調べ学習」への対応
- ・ 司書教諭の配置
- ・ 外国籍児童への対応

### 施策の主な内容

- ・ 職員研修の実施
- ・ 学校図書館利用の促進
- ・ 全校での読書や読み聞かせ活動の実施
- ・ 学校図書館の施設、設備、蔵書の整備
- ・ 図書資料のデータベース化の促進
- ・ 保護者への啓発
- ・ 司書教諭の配置促進、活動時間の確保
- ・ 学校司書の配置の促進
- ・ すべての子どもたちが利用できる読書環境づくり

### 現状・課題

#### 《 図書館を学習に生かす 》

- ・ 日本の子どもたちの読解力の低下が心配されていますが、文章や資料を読み取る力がないと、国語だけではなく、全ての教科の学習が困難になります。
- ・ 自ら課題を見つけ、解決の方法を考え、資料を調べたり、調査をしたりして解決していく力が大切です。こうした力を使う学習は、子どもたちに学ぶおもしろさを実感させ、意欲と知的好奇心を育てます。調べ学習の仕方を小学校1年生から高校3年生まで、系統的に積み重ねて学ばせていく必要があります。
- ・ 計画的な指導の推進を図る司書教諭や、子どもたちからの資料の相談にのる学校司書が、学級担任や教科担任と連携して子どもたちの学習を支えていく必要があります。

#### 《 学校図書館利用の促進 》

- ・ 教育活動に学校図書館が活用されることで、児童・生徒が学校図書館で生き生きと学び、楽しく読書し、また自らを見つめ、生き方を考えていくことが望めます。
- ・ 学習活動や読書活動に学校図書館が活用されるよう、全職員の理解と、学校経営への図書館運営の位置づけが望めます。

#### 《 全校読書 》

- ・ 市内のほとんどの学校で、朝の時間を利用した読書や読み聞かせが行われています。しかし、学校によって実施している回数や内容に違いがあります。
- ・ 朝読書 以外にも学級担任が精力的に読み聞かせや本の紹介をしているクラスがある一方、実施に消極的なクラスもあり、学級間・学校間で大きく異なっています。
- ・ 国語の教科書で読書指導・図書館の利用指導が取り上げられています。今後さらに充実した指導が望まれます。
- ・ 読書郵便、児童による本の紹介など、各学校で読書活動を活発にするためのさまざまな取り組みが行われています。

#### 《 学校図書館の整備 》

- ・ 学校によっては図書館がほかの部屋と兼用となっていたり、児童用の机や椅子が置かれていない、机や椅子の数が1クラス分に足りないなどの状況がみられます。
- ・ 必要な資料を補うために、多くの学校が市立図書館の本を借りて調べ学習を行っています。図書資料の充実とともに、学習に有効な地域資料やパンフレット、新聞の切抜きといったファイル資料の収集が望まれます。
- ・ 児童・生徒に本の魅力をより伝えていくため、内容が古くなった図書資料の廃棄と、新刊図書の収集が求められています。

#### 《 資料のデータベース化 》

- ・ 学校によって図書資料のデータベース化の導入状況に違いがあります。作業には時間がかかるため、ボランティアの応援やほかの職員の協力が必要になります。
- ・ 簡易なデータベース化を行った学校のなかには、最低限の情報しか登録されていないために必要な資料の検索や読書指導ができない例もあります。

#### 《 保護者への啓発 》

- ・ スポーツ、読書、学習がバランスよく行われるよう、特に家庭での読書について保護者への理解を図る必要があります。
- ・ 平成18年度に、市内の小学校では6校が親子読書を推奨する活動を実施しています。

#### 《 司書教諭の配置 》

- ・ 法律では司書教諭を配置する学校の規模が12学級以上となっているため、小規模校のなかには司書教諭が発令されていない学校が見られます。また、発令されている学校でも学年主任と兼務している、ほかの仕事を抱えているなど、司書教諭としての時間が十分確保できず、活動に支障が出ていることがあります。
- ・ 平成19年度に、司書教諭が発令されている市内の学校は小学校7校、中学校3校です。(うち、12学級以下の学校は小学校1校)

#### 《 学校への司書の配置 》

- ・ 学校図書館に司書がおらず、利用が昼休みなど一部の時間に限定されている場合があります。
- ・ 蔵書 数が増加する一方で、多くの学校図書館が、作業に時間のかかる図書の分類や古い図書の廃棄を進めるための支援を必要としています。

#### 《 すべての子どもたちが利用できる読書環境づくり 》

- ・ 学校や学童保育に個々の子どもの実態にあわせた本を用意し、読書を楽しめる環境づくりが必要です。
- ・ 外国籍児童に対しては、読書の習慣が付きにくい環境にある上に、読む本が身の回りにはないことが多く、配慮が必要です。

#### 《 学校図書館と地域との連携 》

- ・ 郷土について学ぶ際、図書資料だけでは情報が不足しがちです。パンフレットの提供や体験談を語っていただくなど、地域の人からの協力は子どもたちにとって重要な学習の支援となります。
- ・ 保護者や地域の皆さんにボランティアとして支援を仰ぐことで、読書活動を活性化するためのさまざまな活動の充実が期待できます。
- ・ 学校図書館担当者が集い、相互貸借 をはじめ、同じ内容の資料を使う時期の調整を行うといった情報交換の場が求められます。

### 施 策

#### 《 図書館を学習に生かす 》

- ・ 校内研修などで、図書館を活用した学習の重要性について職員の共通理解を図ります。
- ・ 年間指導計画に図書館を活用する単元 を組み入れ、学習への図書館の活用を進めます。
- ・ 司書教諭 と情報教育担当者 が連携し、情報活用能力を指導します。
- ・ 学年を追った調べ学習 の指導を積み重ねられるよう、市で共通した指導計画の作成を目指します。

#### 《 学校図書館利用の促進 》

- ・ 学校図書館の役割を全職員が理解するよう、司書教諭 の推進の下、教員研修の実施や内容の充実を図ります。
- ・ 各学校で、学校図書館運営の年間計画を作成します。
- ・ 図書委員会活動の活性化を図ります。

#### 《 全校読書 》

- ・ 全ての小中学校で、全校一斉の読書活動を週3回以上実施するよう努めます。
- ・ 読み聞かせボランティアに協力を仰ぎ、読み聞かせ活動の充実を図ります。
- ・ 国語科の読書指導や、図書館の利用指導を考慮した計画的な指導に努めます。
- ・ 各学校で行われている読書活動の取り組みを継続していくとともに、担当者は研修会でお互いの情報を交換し、更なる充実に努めます。
- ・ 学校で先生のお薦め図書を紹介し、子どもたちに読書を促します。
- ・ 読書週間 や 子ども読書の日 に、読書活動を活発にする取り組みを行います。

#### 《 学校図書館の整備 》

- ・ 子どもたちが足を運びやすい、居心地が良く使いやすい図書館になるよう整備に努めます。また、学習センターとして1クラス以上の児童・生徒が余裕をもって学習できる環境づくりを進めます。
- ・ 図書標準 を満たすと同時に、払い出し 基準を作成して児童・生徒にとって魅力のある図書館作りに努めます。
- ・ 学習に役立つ本のほか、地域資料やパンフレットなど、幅広く資料の収集に努めます。
- ・ 情報化の時代に生きる子どもたちを育てるために、資料の検索を始め、インターネットの検索や、電子メディア化された図鑑の閲覧など、十分な機能を備えたパソコンの設置が必要です。
- ・ 生徒や保護者からの意見を生かした、幅広い選書に努めます。

#### 《 資料のデータベース化 》

- ・ 学校へのパソコン導入を促進し、データベース化 を図ります。
- ・ データベース化が円滑に進むよう、校内の協力体制の構築やボランティアの募集を行います。

#### 《 保護者への啓発 》

- ・ 児童・生徒にとって大切な時期に家庭で読み聞かせや読書が行われ、早くから読書の習慣が形成されるよう、学校だよりやPTA活動を通じ働きかけます。

#### 《 司書教諭の配置 》

- ・ 司書教諭 の全校配置に努めます。
- ・ 司書教諭として活動する時間を確保し、時間割への明記を図ります。

#### 《 学校への司書の配置 》

- ・ 学校図書館に専門知識を持った担当者の配置を検討し、常時開館できる体制作りを目指します。

《 すべての子どもたちが利用できる読書環境づくり 》

- ・ 大活字本、てざわり絵本などを、必要に応じて収集します。また、個人の発達・興味に関連した本を学級に多く用意するなどの配慮に努めます。
- ・ 外国籍児童向けに、母国語の本の収集に努めます。また、友達に母国の文化を理解してもらえよう、関連する本を用意します。

下線 の用語については、用語解説（P27～）をご覧ください。



## 4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進

### 「みどり」の枝を広げる～関係機関の連携

#### 施策の目標

- ・ 市立図書館と学校図書館との連携
- ・ ボランティアネットワークの構築
- ・ 地域との連携

#### 施策の主な内容

- ・ 公立図書館の連携
- ・ 学校図書館と公立図書館の連携
- ・ そのほか関係機関との連携

#### 現状・課題

##### 《 公立図書館の連携 》

- ・ 静岡県立中央図書館を中心に、県内図書館間ではインターネットを利用した横断検索や資料の相互貸借をはじめとした相互協力と情報交換が行われています。

##### 《 学校図書館と公立図書館の連携 》

- ・ 読書や学習の支援のため、市立図書館から学校への図書資料の貸出しが行われています。また、授業の一環として市立図書館での調べ学習や施設見学が行われています。
- ・ 市で一貫した連絡体制が整っていないこともあり、地域ごと、学校ごとで市立図書館の利用状況が異なるのが課題です。学校と市立図書館の担当者が定期的に情報交換を図る機会を設けることで、図書館を利用した読書活動が円滑に行われると考えます。

##### 《 そのほか関係機関との連携 》

###### ボランティアの支援

- ・ 各園や学校、地域施設、図書館などが活動拠点となり、ボランティアによる子どもたちへの読み聞かせ活動や環境整備が活発に行われています。
- ・ 充実した活動が行えるよう、ボランティアへの支援が必要とされています。

###### 書店との連携

- ・ 子どもたちが良質な児童書に出会う機会を増やし、また、ニーズにあった内容をいち早く提供する上で、市内の書店とも連携し、読書の推進を図ることが望まれます。

### 企業との連携

- ・ 仕事を持つ保護者に対しては、日常多くの時間を過ごす企業の協力を得た支援・啓発が有効であると考えます。

### 施 策

#### 《 公立図書館の連携 》

- ・ 引き続き各図書館との連携を図り、図書館運営の充実や改善に努めます。

#### 《 学校図書館と公立図書館の連携 》

- ・ 市立図書館から学校に対し、今後も必要な資料の支援や情報提供に努めます。
- ・ 市立図書館での調べ学習の受け入れを継続するほか、図書館利用講座や調べ方ガイドを実施し、子どもたちの学習を支援します。
- ・ 市立図書館では学校との連絡が円滑に行われるよう、学校図書館担当者に向け、学校向けの利用案内、および利用方法に関するマニュアルを作成します。
- ・ 学校図書館担当者と市立図書館との間で、定期的な連絡会を開催し、年間事業計画や子どものニーズの把握などの情報交換や、合同職員研修を行い、知識の向上に努めます。

#### 《 そのほか関係機関との連携 》

##### ボランティアの支援

- ・ 地域で子どもの読書活動への理解を進め、今後も充実したボランティア活動が行われるよう、ボランティアグループの交流の場を設けます。

### 書店との連携

- ・ 市内書店と連携して、情報交換を行います。また、各書店独自の読書活動推進を呼びかけます。

### 企業との連携

- ・ 協力企業を募り、読書活動推進のためのPRを図ります。

下線 の用語については、用語解説（P27～）をご覧ください。



## 5 啓発・広報等の推進

### 「みどり」の森づくり～市全体での推進

#### 施策の目標

- ・ 子ども読書活動推進計画の周知・理解の促進
- ・ イベントなどの開催

#### 施策の主な内容

- ・ ダイジェスト版、広報紙などによる周知
- ・ 読書週間及び「子ども読書の日」等における啓発、広報の推進
- ・ 学校だより等による啓発、広報の推進
- ・ ブックリストの作成・配布

#### 現状・課題

- ・ 市の広報紙や市立図書館ホームページをはじめ、各園・学校の通知やおたよりなどを通じて読書活動に関する取り組みの紹介が行われています。
- ・ 読書週間 や子ども読書の日（4月23日）に合わせ、おはなし会や絵本の展示、お薦め本の紹介など、さまざまな活動が行われています。
- ・ 市立図書館では、ブックスタート事業 時に0～3歳向けの絵本リスト「えほんといっしょ」を配布しています。また、年齢にあわせた図書リストを配布し、1年間で読むことを推奨している学校もあります。

#### 施 策

- ・ これまで読書に親しむ機会の少なかった市民も含め、多くの方が読書活動に興味や関心を抱けるような広報・啓発を進めていきます。
- ・ 報道機関へ情報を提供し、地域の活動が広く報道されるよう努めます。
- ・ 市全体で共通して活用できる、年齢別のブックリスト を作成します。リストは関係機関で配布し、掲載された資料は子どもの立ち寄る場所に揃えられるよう、整備を目指します。
- ・ 読書週間 や子ども読書の日 に、読書活動を活発にする取り組みを行います。(再掲)

下線 の用語については、用語解説（P27～）をご覧ください。

## 第4章

### 計画の推進

## 施策の効果的な推進に向けて

「読書で育つ、こころのみどり」を目指して

子どもたちが様々な場所で本と出会い、読書の喜びを知ることができるよう読書環境の整備を推進していくために次のような体制を整えます。

### 1 推進体制など

#### (1) 連携・協力体制の推進

本計画の推進に当たっては、教育委員会をはじめ市関係部局が中心となって子どもの読書環境の整備・充実に努め、市民と協働し、一体となった取り組みを展開します。

市内全域で計画の推進を効果的に行うために、家庭や地域、保育園、幼稚園、学校、図書館などの連携を深め、子どもの読書活動推進に関わる情報の交換に努めます。

子どもの読書に関わる市民活動を支援し、市民間の連携および市民と行政との協働体制に努めます。

#### (2) 推進状況の検証

本計画の総合的かつ継続的な推進を図る組織として、「菊川市子ども読書活動推進協議会」(仮称)を設置し、市民参画による推進及び推進状況の検証をします。

「菊川市子ども読書活動庁内推進委員会」(仮称)を設置し、各課と連携を図りながら、全庁的に計画の推進に取り組みます。

#### (3) 啓発・広報の推進

本計画の周知を図るとともに、保護者に子どもの本や読書への理解を深めるために、計画書のダイジェスト版などの作成、配布を行い、全市的な啓発活動を進めます。

子どもたちがたくさんの良い本と出合える環境づくりとして、市内の書店とも連携し、店頭での児童書コーナーの充実や図書館や学校などへの出版情報の提供を呼びかけます。

## 努力目標

### 1. 静岡県の努力目標を基準として設定した項目

目標項目		平成 19 年度	平成 24 年度	静岡県目標 平成 22 年度
市立図書館の児童図書蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)		8.2冊 (平成19年3月末)	10冊以上	7冊以上
市立図書館の児童図書年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)		18.0冊 (平成19年3月末)	20冊以上	14冊以上
朝読書、読み聞かせなど全校 一斉の読書活動を週3回以上 実施している学校の割合	小学校	88%	100%	100%
	中学校	100%	100%	
図書標準を100%達成して いる学校の割合	小学校	67%	100%	100%
	中学校	33%		
1カ月の目標読書冊数 (月平均)	園児(親子)	-	4冊以上	-
	小学生	8.8冊	10冊以上	8冊以上
	中学生	2.1冊	3冊以上	3冊以上
	高校生	1.6冊	2冊以上	2冊以上
学校司書を配置する学校の割合		0	100%	100%

### 2. 市独自の項目

目標項目		平成 19 年度	平成 24 年度
学校図書館ボランティアが 活動している学校の割合	小学校	88%	100%
	中学校	33%	
市内の子どもに関わる団体が、市立図書館の団体貸出を利用した回数 (1団体あたり平均)		6.7回 (平成19年3月末)	7回以上
放課後児童クラブで読み聞かせなどを実施しているクラブの割合		60%	100%

# 参 考 资 料

## 用語解説

【ア行】	
朝読書	学校の授業が始まる前の10分間程度の時間を利用して一斉に読書をする、読書推進運動のひとつ。各自が読みたい本を黙読する。また、朝読書の時間を利用して、教員やボランティアによる読み聞かせが行われることもある。
赤ちゃん教室	児童館で、年2～3回行われている中高生と赤ちゃんとの交流事業。事業の1つとして、中高生と1歳前後の親子がいっしょに絵本についての話（絵本の選び方、読み聞かせ方法、絵本の良さ）を聞き、読み聞かせの実演を楽しむ機会が設けられている。
横断検索	複数の図書館の資料を一括して検索できるシステム。

【カ行】	
学校司書	学校図書館の仕事に携わっている事務職員。
家庭教育学級	保護者を対象に、講演会や親子行事など、家庭教育に関する学習の機会を提供する事業。市内の各園・学校を単位として、それぞれが年間10回程度の活動を行っている。
子育て講座	地域子育て支援センターで、毎月1回行われている講座。子育てに関する勉強会や、親子のふれあいを楽しむ講座などがあり、読み聞かせの実演や絵本に関する内容も取り上げられている。
子ども読書の日	平成13年12月に公布された「子どもの読書活動推進法」により、毎年4月23日が「子ども読書の日」と制定された。また、「子ども読書の日」から「子どもの日」をはさんだ3週間は社団法人読書推進運動協議会が主催する「こどもの読書週間」となっており、春の行事として子どもたちに本を手渡す様々な活動が行われている。
子どもの読書活動の推進に関する法律	平成13年12月に公布・施行された法律で、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどが定められている。

<b>【サ行】</b>	
<b>司書教諭</b>	教員免許状を持ち、学校図書館司書教諭講習規定における科目を履修し、任命権者による発令を受けた教員。学校図書館を主な活動の場として児童生徒および教員に対し、各種の図書館サービスを通して、教育や学習活動を援助する。平成 14 年度から全国の 12 学級以上の小中高校への司書教諭の配置が義務付けられた。
<b>巡回貸出</b>	利用者が直接図書館に来館しにくい地域の団体や施設に、一定の冊数の本をセットにして貸し出す図書館活動。
<b>情報教育担当者</b>	各学校において、コンピュータやインターネット、視聴覚機器などの利用及び活用に関する教育を担当する教員。
<b>職場体験学習</b>	中学生が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。
<b>調べ学習</b>	知りたいこと、興味を持っていることについて、図書や新聞、インターネット、インタビュー、見学など、いろいろな情報を利用して調べ、まとめ、発表すること。
<b>相互貸借</b>	所蔵していない資料を利用者に提供するため、図書館同士が協力し合い、決められた方法で資料の貸し借りをを行う制度。
<b>蔵書</b>	図書を収集し所蔵すること、また所蔵している図書のこと。

<b>【タ行】</b>	
<b>団体貸出</b>	市立図書館の図書資料を、市内の学校や団体に向けて、一定の冊数を特別の貸出期間を設けて貸し出す制度。
<b>単元</b>	一定の教育目的のためにひとまとめにされた学習計画。
<b>地域子育て支援センター</b>	地域全体で子育てを支援することを目的として、育児相談、講座・子育て情報の発信や、子育てサークルなどのサポートを行っている。菊川市ではプラザけやき及び小笠児童館内に開設されている。
<b>てざわり絵本</b>	一部、または全部が布など紙以外の素材を使って作られており、手で触れて感触を楽しむことができる絵本。
<b>データベース化</b>	図書の題名、著者名、出版者、内容などの情報をコンピュータに記録し、管理できるようにする作業。
<b>読書案内(読書相談)</b>	利用者が必要とする本を選ぶことができるように、図書館員が相談にあたり、援助すること。あるテーマ(動物、冒険、海など)に関する本のリスト作成や、新着図書、ベストセラーなどの紹介など。

読書週間	毎年11月3日(文化の日)を中心とした2週間にわたり、社団法人読書推進運動協議会が主催する全国的な秋の行事。図書館・書店・学校などが読書の普及を図るためさまざまな運動を行っている。
読書郵便	児童・生徒が、自分の読んだ本の感想を絵葉書のような形にして相手に紹介するもの。
図書巡回車	市立図書館が市内の各小学校に月1回訪問し、児童に図書を貸し出す図書館サービス。また、その際に利用する専用運搬車。
図書標準 (学校図書館図書標準)	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められた。学級数に応じて、蔵書冊数の標準が定められている。

【八行】	
ブックリスト (推薦図書リスト)	新着図書、あるテーマ(動物、冒険、海など)に沿って揃えた本、対象年齢に応じた本など、目的に合わせて図書を選び、紹介した一覧表。
ブックスタート事業	地域の保健センターで行われる乳幼児健診の際、絵本を通じた赤ちゃんと家族のふれあいの大切さを伝え、絵本を手渡す運動。菊川市ではブラザげやきと小笠保健センターで毎月1回行われている。
プレママ・パパサロン (妊婦教室)	妊娠・出産・育児に関する情報を確認するとともに、仲間づくりの場を提供する講座のひとつ。菊川市では全4回の教室のうち1回を、両親を対象として実施している。
放課後児童クラブ	共働きなどで、放課後に見守る人が誰もいない小学校低学年の児童(主に1~3年生)を対象に、学校の余裕教室などを利用して集団生活や遊びの場を提供し、子どもたちの健全育成を図る事業。
払い出し	破損・汚損、内容の古くなったものなど、不用とされたものを書架から除去し、資料の記録を抹消すること。

【ヤ・ラ行】	
ヤングアダルトサービス (ヤングアダルトコーナー)	主に中学生・高校生を対象として、成人とも児童とも異なる世代の興味や関心にあった資料を揃えて提供する図書館サービス及びそのための場所。
リーフレット	説明書・案内書・ちらし・PR誌などの、一枚ものの印刷物。

### 子育て支援の中で読書の大切さをお知らせするための事業

事業名	内容	対象	開催場所
プレママ・パパサロン (妊婦教室)	胎児期から絵本との出会いの大切さを伝えるとともに絵本の紹介をする。	妊娠中の母とその家族	ブラザげやき
ブックスタート事業	7カ月児相談時に、乳幼児期からの読み聞かせの大切さや、絵本を通じた親子のふれあいを啓発し、読書がより身近なものとなるよう絵本リストなどを配布し、支援する。	7カ月児とその家族	ブラザげやき 小笠保健センター
赤ちゃん教室	年2～3回、中高生と1歳前後の親子がいっしょに絵本についての話(絵本の選び方、読み聞かせ方法、絵本の良さ)を聞き、読み聞かせの実演を楽しむ。	9カ月～1歳児とその家族、中高生	児童館

### 定期的な読み聞かせ・子どもの読書に関する講座等の事業

事業名	内容	対象	開催場所
0・1・2歳おはなし会	読み聞かせ・手あそび	0～2歳児	市立図書館
すいようおはなし会	読み聞かせ・手あそびなど	幼児～小低学年	市立図書館
ちびっこお楽しみ館	読み聞かせなど	乳幼児	児童館
子供読書会	読み聞かせ・折り紙など	幼児～小学生	地区センター
夏休み木かげ文庫	紙芝居・大型絵本などの読み聞かせ	幼児～小学生	地区センター
おはなしステーション	絵本を基にした劇・手遊び・童謡など	全般	文化会館アエル
なつのお楽しみ会	子どもによる読み聞かせ・児童向け音楽会など	全般	中央公民館
子どもの本の勉強会	絵本の選書・ブックトークなどの勉強	大人	菊川文庫
児童文学講演会	児童作家の講演	大人	市立図書館
手作り絵本講習会	オリジナル絵本の製作	小学生	小笠図書館
読み聞かせ講習会	読み聞かせの方法を学ぶ	小・中学生	小笠図書館

ブックトーク あるテーマについて何冊かの本を選び、あらすじ、著者、内容を紹介する。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日施行

### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子ども読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子どもの読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 菊川市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

### (設置)

第1条 子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に基づき、菊川市の子ども読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る子ども読書活動推進計画を策定するため、菊川市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 菊川市子ども読書活動推進計画の作成に関すること。
- (2) 子ども読書活動推進の施策に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の事項について協議した結果を菊川市教育委員会に報告するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 菊川市議会教育文化委員長
- (2) 市内小学校PTA代表
- (3) 市内中学校PTA代表
- (4) 市内校長代表
- (5) 高校司書教諭
- (6) 市内幼稚園長代表
- (7) 市内保育園長代表
- (8) 地区センター事務長代表
- (9) 市内福祉施設代表
- (10) 放課後児童クラブ指導員代表
- (11) 図書館協議会代表
- (12) 図書館ボランティア代表
- (13) 総務企画部長
- (14) 福祉環境部長
- (15) 教育文化部長
- (16) 図書館長
- (17) 公募者（委員の公募に応募し、選出されたもの）

2 委員会の委員は、教育長が任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、任命された日から子ども読書活動推進計画の策定が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、菊川市立図書館において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 菊川市子ども読書活動推進計画策定作業部会要綱

### (設置)

第1条 子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき策定する、菊川市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の円滑かつ効率的な策定に資するため、菊川市子ども読書活動推進計画策定作業部会（以下「作業部会」）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 作業部会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 推進計画案の作成に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 作業部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育文化部代表者
  - (2) 教育文化部学校教育課代表者
  - (3) 教育文化部社会教育課代表者
  - (4) 市内中学校教諭代表者
  - (5) 市内小学校教諭代表者
  - (6) 地域支援課代表者
  - (7) こどもみらい課子育て企画グループ代表者
  - (8) 市立幼稚園代表者
  - (9) 市立保育園代表者
  - (10) 健康福祉課福祉係代表者
  - (11) 健康福祉課保健予防係代表者
  - (12) 市立図書館代表者
- 2 部会委員は、教育長が任命する。

### (任期)

第4条 部会委員の任期は、任命の日から推進計画の策定が終了する日までとする。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長及び副部会長)

第5条 作業部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は互選により定める。
- 3 部会長は、作業部会を代表し、事務を掌理する。
- 4 副会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条

- 1 作業部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。
- 2 作業部会は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者の出席を求め、説明又は

意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、菊川市立図書館において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が作業部会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成18年11月24日から施行する。

菊川市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

(敬称略：順不同)

	氏名	所属	備考
1	西澤 和弘	菊川市議会教育文化委員長	議会
2	佐野 宏美	小学校PTA代表	市民（小笠北小学校）
3	杉山 豊子	中学校PTA代表	市民（菊川東中学校）
4	篠田 暁美	市内校長代表	学校関係（横地小学校校長）
5	横山 夏日子	高校教諭	高校関係（小笠高等学校教諭）
6	佐藤 羊子	市内幼稚園長代表	幼稚園関係（中央幼稚園園長）
7	松村 嘉子	市内保育園長代表	保育園関係（菊川保育園園長）
8	谷許 朋代	地区センター事務長代表	施設関係（青葉台コミュニティセンター）
9	太田 敏秋	市内福祉施設代表	福祉関係（東遠学園園長）
10	白松 和子	放課後児童クラブ指導員代表	福祉関係（六郷放課後児童クラブ）
11	赤堀 眞理	図書館協議会代表	図書館関係
12	寺本 秀子	図書館ボランティア代表	図書館関係（小笠図書館サポーターの会）
13	福島 浩	公募	
14	杉山 恵子	公募	
15	中山 勝	総務企画部長	行政
16	伊藤 茂	福祉環境部長	行政
17	青野 敏行	教育文化部長	行政
18	藤田 一郎	図書館長	図書館関係
	策定委員会事務局教育文化部調整室主幹	加藤 容章	
	図書1係長	青嶋てつ代	
	図書2係長	渡邊 幸子	
	図書館司書	松井 優子	
	図書館司書	大橋 薫	

菊川市子ども読書活動推進計画策定作業部会委員名簿

(敬称略：順不同)

関係課	氏名	職名	備考
教育文化部	榊原 敏矢	調整室主幹	平成18年度
	加藤 容章		平成19年度
学校教育課	鈴木 勉	指導主事	平成18年度
	藤原 明		平成19年度
	増田 裕子	菊川西中学校教諭	平成18年度
	杉浦 直子		平成19年度
	浅井 稔子	小笠北小学校教諭	
社会教育課	樽松 康之	主幹兼社会教育係長	
地域支援課	赤堀 剛司	地域振興係長	平成18年度
	佐藤 甚平	主幹兼コミュニティ支援グループ長	平成19年度
こどもみらい課	相澤 美津子	子育て企画グループ係長	
	久島 喜久江	東幼稚園主任	
	八木 智子	内田保育園長	
健康福祉課	野賀 真矢子	保健予防係長	
	内田 幸雄	主幹兼福祉係長	平成18年度
	森下 有子	障害者福祉係長	平成19年度
図書館	青嶋 てつ代	図書1係長	
	渡邊 幸子	図書2係長	
	村岡 泰行	図書館司書	
	松井 優子	図書館司書	
	大橋 薫	図書館司書	

菊川市子ども読書活動推進計画  
読書で育つ、こころのみどり

発行：平成 20 年(2008)年 3 月



問合せ先 菊川市立図書館菊川文庫  
TEL・FAX 0537-36-2220  
〒439-8650 菊川市堀之内 61  
菊川市立小笠図書館  
TEL 0537-73-1132 FAX 0537-73-1133  
〒437-1514 菊川市下平川 6225  
URL：<http://tosyo.city.kikugawa.shizuoka.jp>